

○羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年9月30日

規則第17号

改正 平成27年12月28日規則第19号

平成29年7月13日規則第15号

令和元年9月30日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に規定する規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）の実施に関する事務とする。

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例（昭和54年条例第15号）の規定による受給資格の認定の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例の規定による受給者の所得の審査に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第1号）の規定による対象者の認定の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、日常生活用具の給付の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 羽生市子ども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第19号）の規定による支給対象の認定の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による子ども医療費の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務

- (3) 羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による子ども医療費の受給資格の登録事項の変更の届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第21号）の規定による受給者証の交付の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定によるひとり親家庭等医療費の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による受給者証の交付の申請に係る事項の変更の届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務
- (4) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による家庭の現況に係る届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護用品の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 介護用品の支給の決定の取消しに関する事務

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 利用者負担額の助成の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務
- (2) 利用者負担額の助成を受けた者からのその助成を受けた額の全部又は一部の返還に関する事務

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、就学援助費の支給の対象となる者の認定に係る申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査並びに支給の基準となる区分の認定に関する事務とする。

（条例別表第2に規定する規則で定める事務及び規則で定める情報）

第12条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は地域生活支援事業の実施に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援事業の実施に係る者の生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又

は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

(2) 地域生活支援事業の実施に係る者及び当該者と同一の世帯に属する者の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

(3) 地域生活支援事業の実施に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者若しくは当該者の保護者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

第13条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例の規定による受給資格の認定の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者若しくは当該申請を行う者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 羽生市在宅重度心身障がい者手当支給条例の規定による受給者の所得の審査に関する事務 当該審査を行う者の市町村民税に関する情報

第14条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は羽生市重度心身障がい者医療費の支給に関する条例の規定による対象者の認定の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次のとおりとする。

(1) 当該申請を行う者の生活保護実施関係情報

(2) 当該申請を行う者の市町村民税に関する情報

(3) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者若しくは当該申請を行う者の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(4) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による保険給付に関する情報

(5) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による保険給付に関する情報

第15条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は日常生活用具の給付の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次のとおりとする。

- (1) 当該申請を行う者の生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う者の市町村民税に関する情報
- (3) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者若しくは当該申請を行う者の保護者若しくは当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第16条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による支給対象の認定の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者若しくは当該申請を行う者の保護者若しくは当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

- (2) 羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による子ども医療費の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者の国民健康保険法の規定による保険給付に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者若しくは当該申請を行う者の保護者若しくは当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

- (3) 羽生市子ども医療費支給に関する条例の規定による子ども医療費の受給資格の登録事項の変更の届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者の国民健康保険法の規定による保険給付に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同じの世帯に属する者若しくは当該申請を行う者の保護者若しくは当該保護者と同じの世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第17条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による受給者証の交付の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の生活保護実施関係情報

イ 当該申請を行う者に係る国民健康保険の被保険者の資格に関する情報

ウ 当該申請を行う者の市町村民税に関する情報

エ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定によるひとり親家庭等医療費の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者の国民健康保険法の規定による保険給付に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(3) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による受給者証の交付の申請に係る事項の変更の届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者の市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者の国民健康保険法の規定による保険給付に関する情報

ウ 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(4) 羽生市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定による家庭の現況に係る届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出を行う者の市町村民税に関する情報

イ 当該届出を行う者又は当該届出を行う者同一の世帯に属する者の国民健康保険法の規定による保険給付に関する情報

ウ 当該届出を行う者又は当該届出を行う者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第18条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 介護用品の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務  
次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の要介護認定に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 介護用品の支給の決定の取消しに関する事務 次に掲げる情報

ア 当該決定を受けている者又は当該決定を受けている者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る介護保険法第19条第1項の要介護認定に関する情報

ウ 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第19条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 利用者負担額の助成の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務  
次に掲げる情報

ア 当該申請を行う者又は当該申請を行う者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請を行う者に係る介護保険法第40条第11号に規定する高額介護サービス費に関する情報

エ 当該申請を行う者に係る介護保険法第41条第1項の居宅要介護被保険者又は同法第115条の45第1項の居宅要支援被保険者等に関する情報

オ 当該申請を行う者に係る介護保険法第129条第2項に規定する介護保険料に関する情報

(2) 利用者負担額の助成を受けた者からのその助成を受けた額の全部又は一部の返還に関する事務

ア 当該助成を受けた者又は当該助成を受けた者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該助成を受けた者に係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該助成を受けた者に係る介護保険法第40条第11号に規定する高額介護サービス費に関する情報

エ 当該助成を受けた者に係る介護保険法第41条第1項の居宅要介護被保険者又は同法第115条の45第1項の居宅要支援被保険者等に関する情報

オ 当該助成を受けた者に係る介護保険法第129条第2項に規定する介護保険料に関する情報

(条例別表第3に規定する規則で定める事務及び規則で定める情報)

第20条 条例別表第3の1の項の規則で定める事務は就学援助費の支給の対象となる者の認定に係る申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次のとおりとする。

(1) 当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報

(2) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報

(3) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報

(4) 当該申請を行う者に係る地方税法の規定による国民健康保険税に関する情報

(5) 当該申請を行う者に係る国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による保険料の免除に関する情報

(6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の支給に関する情報

第21条 条例別表第3の2の項の規則で定める事務は特別支援教育就学奨励費の支給の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査並びに支給の基準となる区分の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げるとおりとする。

(1) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

(2) 当該申請を行う者又は当該申請を行う者同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日規則第19号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月13日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第9号）

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の第8条及び第19条の規定は、羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和元年条例第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の別表第1の7市長の項に規定する補助金の支払が完了するまでの間は、なおその効力を有する。